

物品購入等仕様書 (内訳書)

A

発注局課	西区地域振興課	担当者名	幸田 健	320-8393				
納入期限	令和5年3月31日 ※藤棚地区センター分は、令和5年1月31日まで	部分払	しない					
納入場所	西地区センター、藤棚地区センター	用途	デジタル区役所モデル区事業					
分類番号	品名	メーカー・型番 (同等品可)	品質・ 形状等	数量	単位	定価	単価 @	金額
	Biz break	BIZ-PG02 ペンタゴンタイプ		2	台			
	藤棚地区センター 利用案内目隠しシート貼付	1面の概算寸法 1000mm×1000mm		1	面			
	藤棚地区センター 掲示板移設			1	式			
	搬入設置費			2	式			
	諸経費	消防署申請 戸当り設置等含む		1	式			
その他詳細は、「地区センター2館への個室ブース設置等仕様書」等参照								
合計								

(備考)

- 1 発注に際しては、太枠内の各項目を必ず記入すること。
- 2 物品出納通知書の内訳書として用いる場合は、契約決定による単価及び金額等を記入すること。

地区センター2館への個室ブース設置等仕様書

1 件名

地区センター2館への個室ブース設置等

2 業務概要

- (1) 西地区センター及び藤棚地区センターに個室ブースを各1台設置する。
- (2) 個室ブースの設置に伴い必要な消防署への届出等を行う。

3 業務詳細 ※詳細は「西地区センターBiz Break設置位置図」「藤棚地区センターBiz Break設置位置図」参照

(1) 個室ブース仕様

- ア 品名：イナバイナーナショナル「Biz Break ペンタゴンタイプ」
イ 外寸：横1,311mm×奥行1,311mm×高さ2,235mm
ウ 設置条件 ※今回の設置場所については、次の条件を全て満たしていることを確認済

- ・設置箇所が天井高2,500mm以上あること。（組立施工に必要なスペース確保のため）
- ・上部に防災設備等の干渉するものがないこと。
- ・非常放送スピーカーから8m以内であること。
- ・AC100Vの給電が可能なこと。

(2) 搬入及び設置

設置物品の搬入及び設置にあたっては、次の条件を満たすこと。
なお、搬入及び設置に係る経費は、搬入設置費に含むものとする。

ア 西地区センター

- ・メインエントランスから入って正面右側の壁に沿うように設置すること。
- ・電源は、設置壁面奥にあるコンセントから延長コード等でブース内に敷設すること。
- ・設置上部にある防犯カメラについては、別契約で移設対応をすること。
- ・設置上部にある点検口のうち、中庭側のものは開放できるようにブースを設置し、直上のものはブース設置により使用できなくなるが、特に撤去せず残置とする。

イ 藤棚地区センター

- ・2階エントランスから入って左側のスペースに設置すること。
- ・ブース設置箇所の床面点検口がブース床面を外すだけで開放できるようにすること。
- ・ブースによって大部分が隠れてしまう壁面サイン（地区センター利用案内）を、白などの単色シートで表示内容を目隠しすること。
- ・ブース設置の支障となる壁掛け掲示板を移設すること。※同じ壁面上
- ・ブース設置箇所のコーナーに設置してある記載台は撤去すること。

4 履行場所

- (1) 西地区センター（西区岡野1-6-41）
- (2) 藤棚地区センター（西区藤棚町2-198）

5 履行期限

令和5年3月31日

※藤棚地区センター分は、令和5年1月31日まで

6 電力並びに用水の使用について

本業務に直接使用する電力並びに用水については、発注者が支給するが、使用場所等について事前に発注者と協議しておくこと。また、使用に際しては発注者に申し出ること。

地区センター2館への個室ブース設置等仕様書

7 駐車スペースについて

地区センター2館の敷地内（業務用駐車場合む）に駐車する場合、発注者と協議すること。

8 部分払い

しない

9 事前確認

- (1) 事前に現場の状況等を確認すること。
- (2) 現場確認をする際は、事前に発注者に連絡し、了解をとること。

10 注意事項

- (1) 個室ブース設置日は、原則、施設休館日とし、発注者と実施日時等を協議し決定すること。
- (2) 職員等に危険のないよう、十分な注意をもって作業にあたること。
- (3) 施設、設備及び備品等を汚損、破損しないよう、十分に注意すること。
- (4) 業務の履行にあたっては、労働安全衛生法等の関連法規に基づき安全作業を行うこと。
- (5) 受注者の責に帰すべき理由により、本市施設に損害を与えた場合は、受注者の負担により原状回復するものとする。業務中の事故（人身事故を含む。）については、受注者と発注者で双方協議のうえ、解決するものとする。
- (6) 当該業務は、横浜市契約規則によるほか、本仕様書に基づき実施すること。
- (7) 仕様書の記載事項、その他疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定することとする。

11 添付資料

- (1) 西地区センター1階平面図
- (2) 西地区センターBiz Break設置位置図
- (3) 藤棚地区センター2階平面図
- (4) 藤棚地区センターBiz Break設置位置図

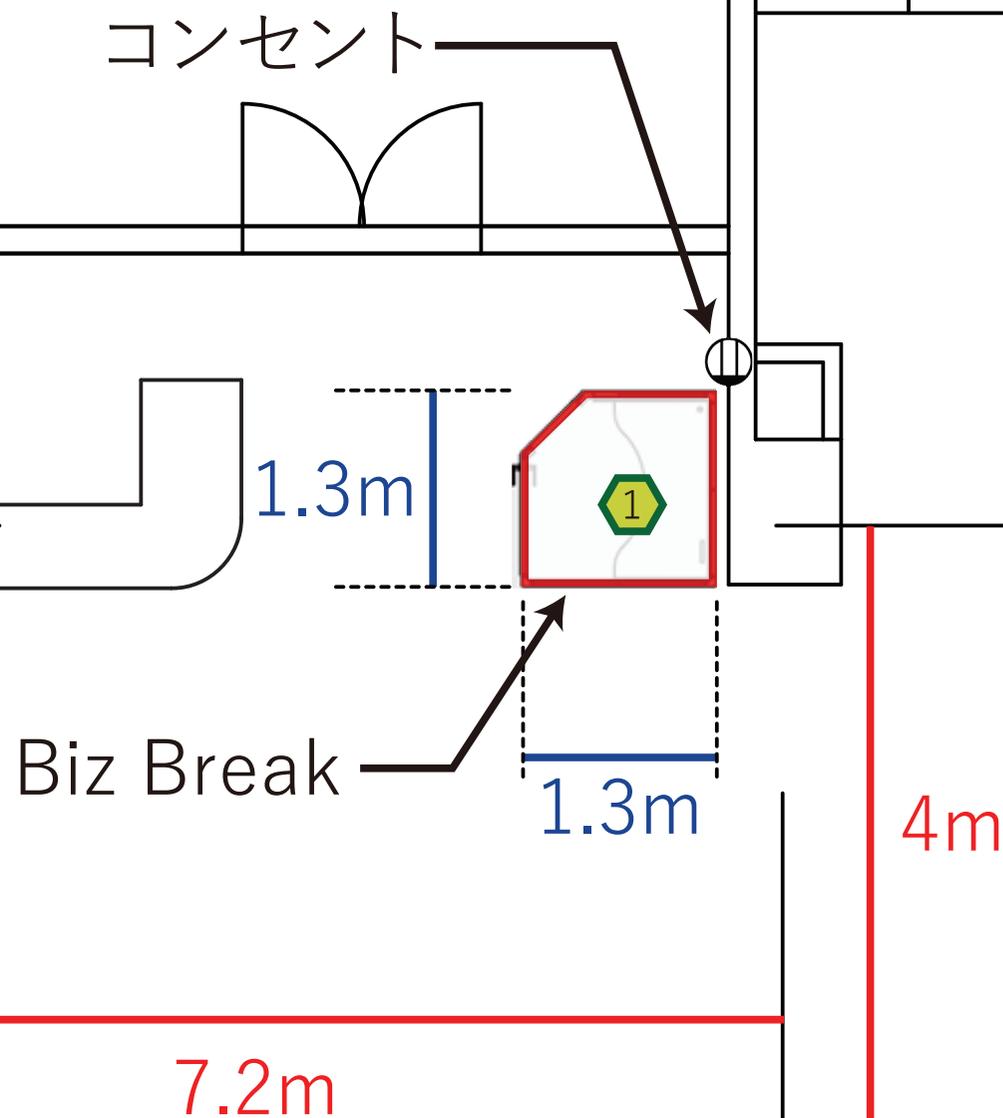
西地区センター Biz Break 設置位置図

現地写真

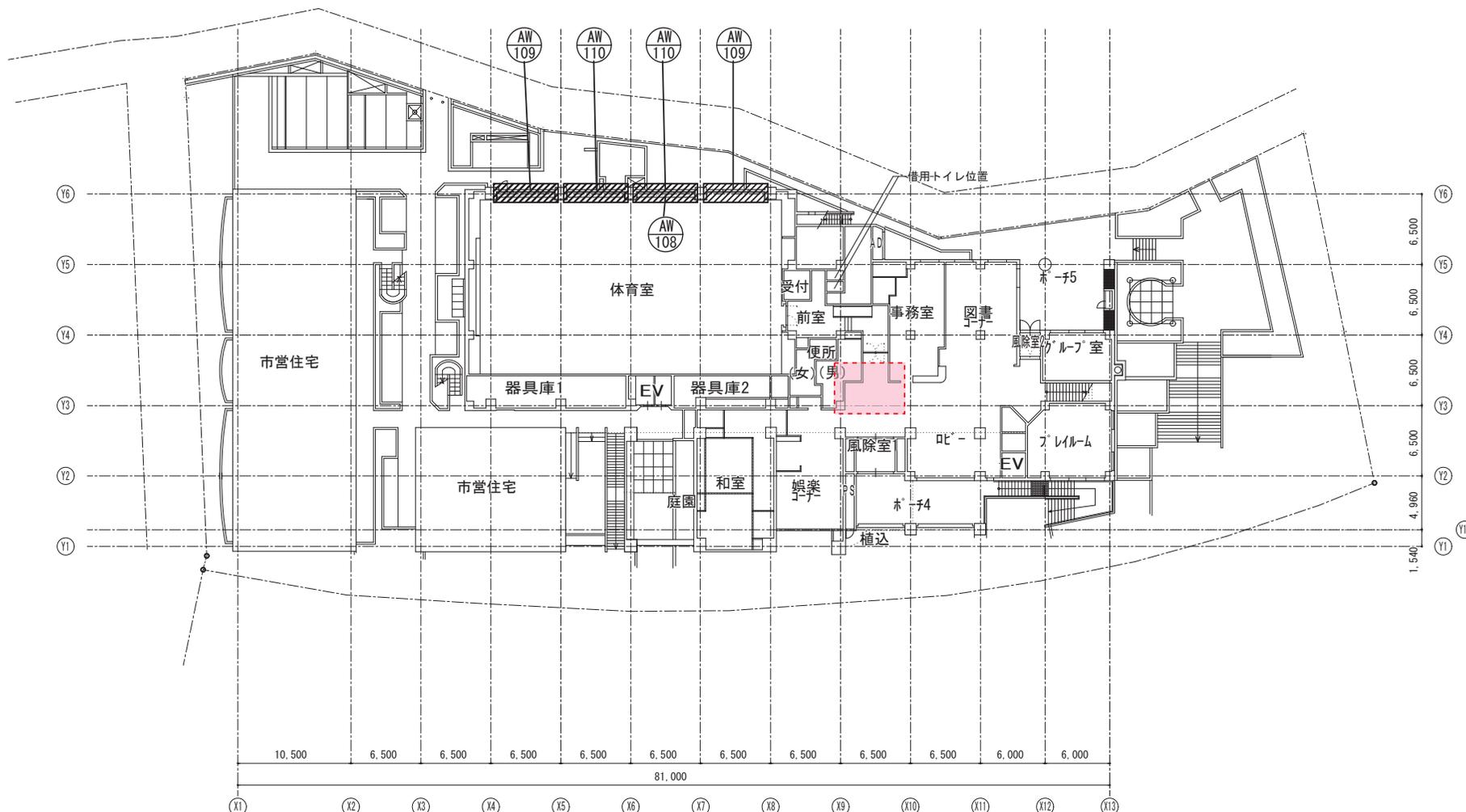


Biz Break 設置に係る諸条件

- 1 ブース直上の点検口は使用できなくなるとよい



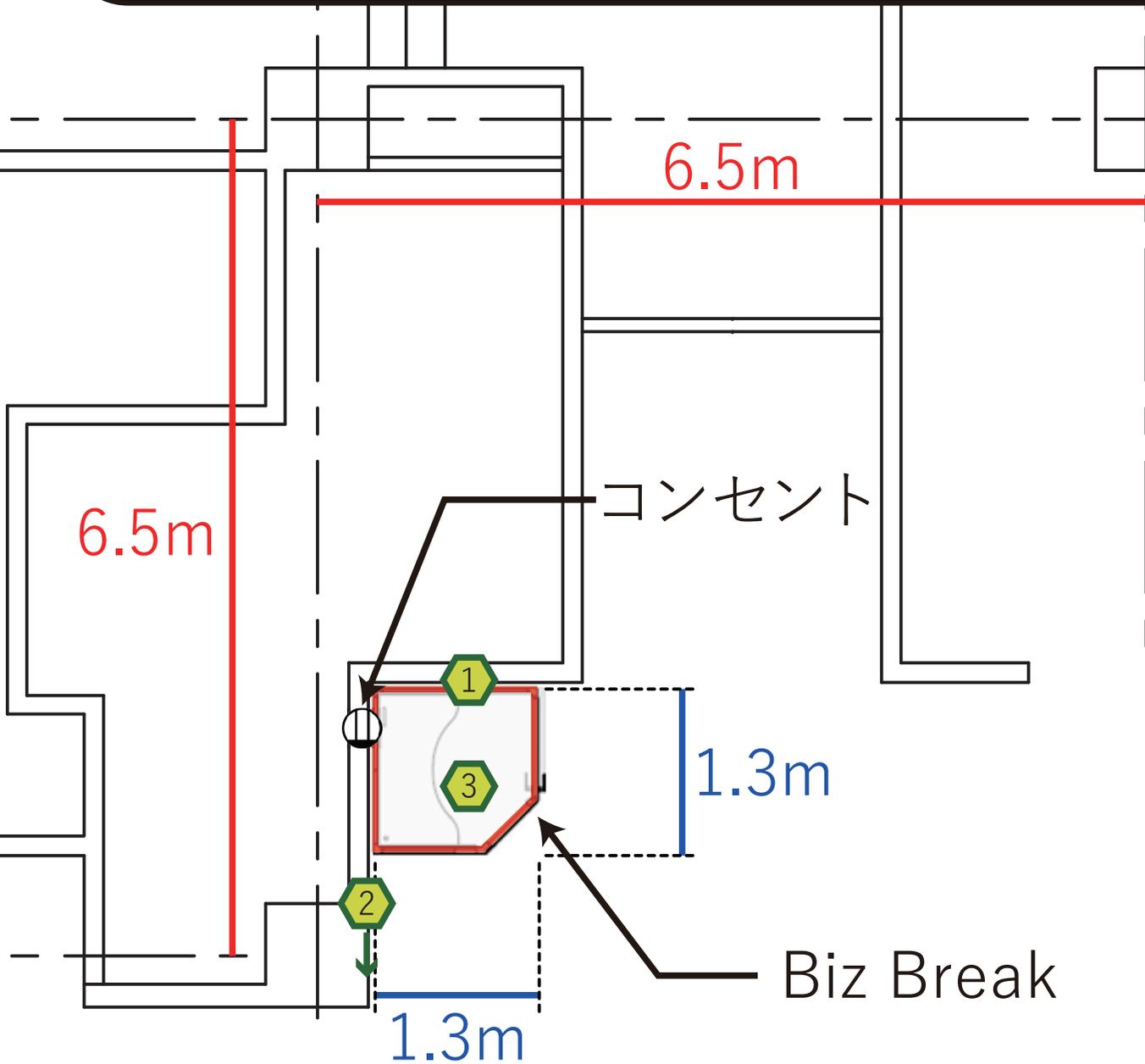
藤棚地区センター2階平面図



2階 平面図・配置図 1/400

備考	工事名		
	図面名称	2階 平面図・配置図	図面番号
	作成年月		A-09

藤棚地区センター Biz Break設置位置図



現地写真



Biz Break設置に係る諸条件

- 1 壁面に設置されている利用案内掲示に目隠しシート(単色)を貼付
- 2 壁面に設置されている掲示板を左(矢印)方向に移設する
- 3 床面の点検口にBiz Breakの外枠がかからない位置に設置する